

03_印西市 | 妊娠・出産・子育てにおけるデジタルを活用した伴走支援

03_印西市 | 妊娠・出産・子育てにおけるデジタルを活用した伴走支援

*総括管理主体：各担当部局からのデータを組み合わせて判定ロジック等を用いて人によるアセスメントの補助となる判定を行う部局
 *保有・管理主体：教育・保育・福祉・医療等のそれぞれの分野に関するデータを保有する担当部局
 *分析主体：データを分析して総括管理主体が困難な状況にあることを把握するための判定アルゴリズム等を作成する者
 *活用主体：データの提供を受け人によるアセスメントやアッシュ型（アウトリーチ型）の支援につなげる者

▼自治体の概要

自治体名	印西市（千葉県）	位置	参加関係者の体制、役割*			
人口	110,926人（2023年8月時点）		総括管理主体	保有・管理主体	分析主体	活用主体
担当部局名	印西市健康子ども部健康増進課		(庁内) ・健康子ども部健康増進課 ・総務部DX推進課	(庁内) ・健康子ども部健康増進課 ・健康子ども部子育て支援課 ・健康子ども部保育課 ・市民部市民課 ・福祉部社会福祉課課	(庁外) ・EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社	(庁内) ・健康子ども部健康増進課 ・健康子ども部子育て支援課 ・健康子ども部保育課 (庁外) ・NPO法人ワークーズコープ ・提携先事業所 ・委託ヘルパー等 ・保育園

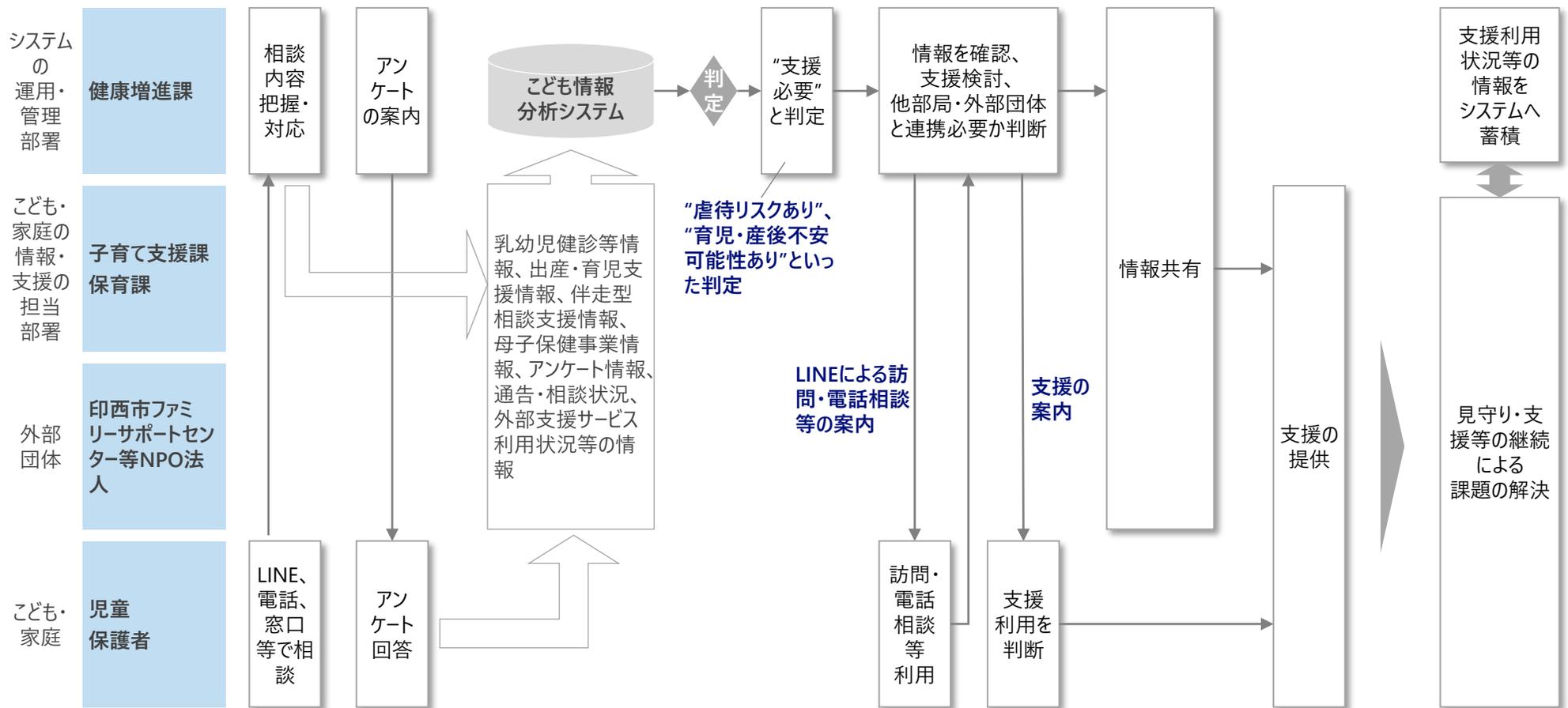
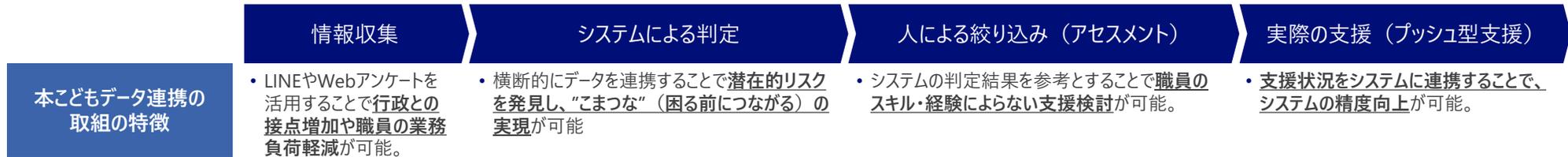
▼本事業の実施概要

背景、目的	<p>背景</p> <ul style="list-style-type: none"> 虐待相談件数は年々増加しており、虐待への関心の高まりや子育て世代の増加を踏まえると今後も虐待相談件数は増加する見込みである。 印西市健康増進課においては、「こまつな」（“こま”る前に“つな”がる）を合言葉に、大きな困りごとや重大事案に発展する前に行政から声かけや支援を届けることを重視した活動に取り組んでいる。 <p>目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 「こまつな」を実現すべく、妊娠・出産期から子育て期にかけて市民と行政が継続的に接点を持ち、支援を必要とする家庭に確実に支援を届けることで、<u>乳幼児の虐待予防や、産後うつ、マタニティブルーズ等を含む出産・育児不安の解消</u>を図りたい。 今後の担当者増加や環境変化に備え、<u>担当者のスキル、経験に依らない行政支援</u>を行いたい。
対象とする困難の類型	虐待、育児・産後不安（マタニティブルーズや産後うつを含む）
本年度の取組概要	<p>本年度末時点で到達したい姿（予定）</p> <ul style="list-style-type: none"> 予測モデルの構築が終了し、予測モデルの精度検証ができている状態。 <p>上記に向けて本年度中に実施すること</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 連携するデータ項目の選定。 ② 乳幼児の虐待や出産・育児不安の予兆を検知する分析AI機能を実装したシステム判定機能（こども情報分析システム（仮称））の構築。 ③ ②のモデルを活用した、精度検証の実施。

03_印西市 | 妊娠・出産・子育てにおけるデジタルを活用した伴走支援

▼こどもデータ連携による、支援業務プロセスの概要

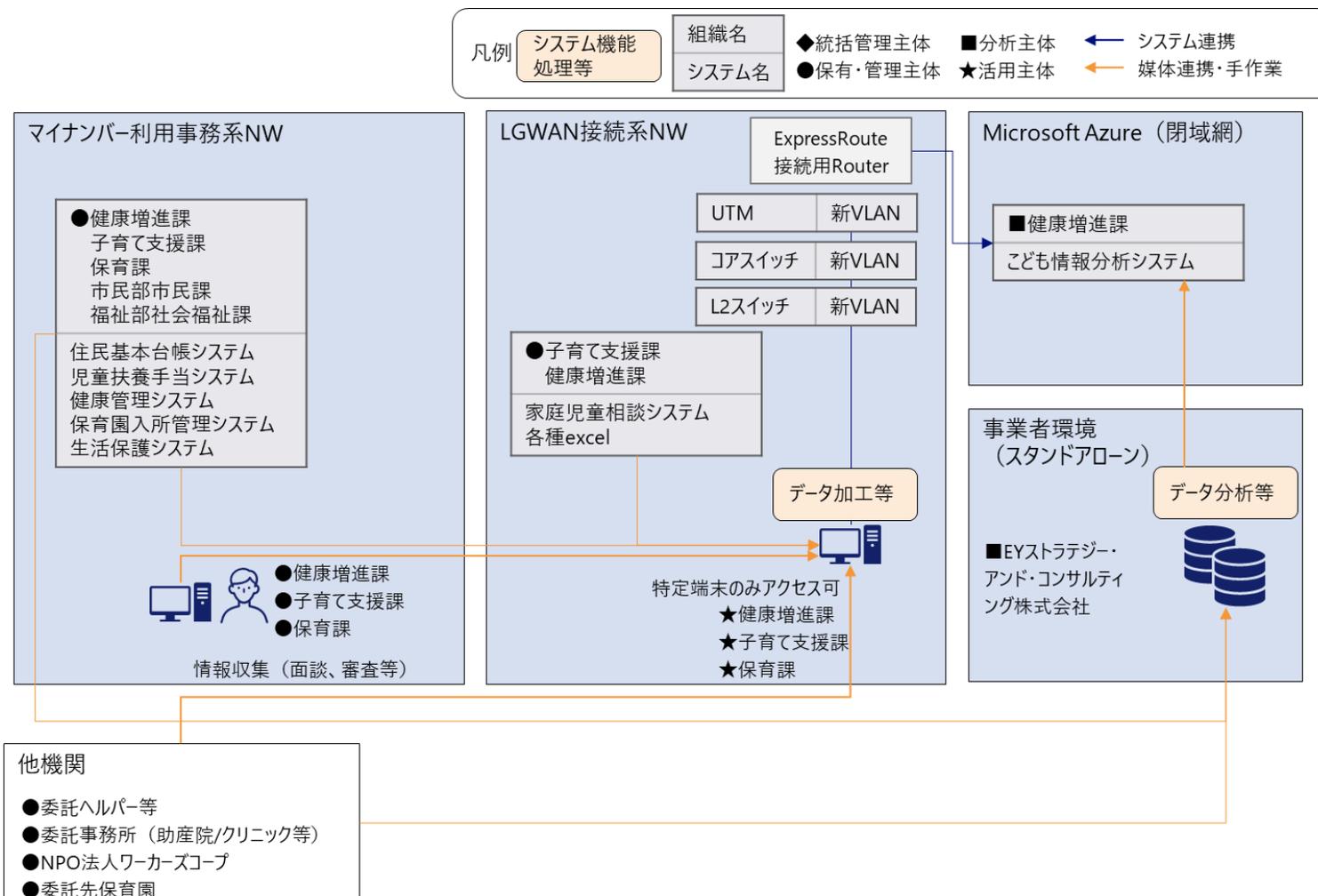
- SNSやWebアンケートを活用することで行政と市民の接点を増やし、円滑な支援の提供や情報を拡充することが可能になる。
- 情報を一元化することでリスクを抱えた児童・家庭を早期に発見し支援を届けられるようになり、“こまつな”の実現につながる。



03_印西市 | 妊娠・出産・子育てにおけるデジタルを活用した伴走支援

▼データ連携方式

- パブリッククラウド（Microsoft Azure）の閉域領域にシステムを構築。連携方式はLGWAN接続系ネットワークに設置した専用端末へCSV等による手動連携を実施し、専用端末からパブリッククラウド上のシステムへシステム連携を行う。専用端末にてマスキング・データ加工を実施する想定。
- データ分析は事業者のスタンドアローン環境にて実施。



03_印西市 | 妊娠・出産・子育てにおけるデジタルを活用した伴走支援

▼本年度事業の進捗、課題等

	実施方針（本年度中に実施すること）	本年度、実施してきたこと	直面した課題、及び本年度実証における対応策（案）
利用するデータ項目の選定、及びデータの準備	<ul style="list-style-type: none"> デジタル庁が策定した実証事業ガイドラインや、内閣府の「<u>貧困状態の子供の支援のための教育・福祉等データ連携・活用に向けた研究会</u>」、その他先行研究等を踏まえ、データ項目の初期仮説を検討。 試行運用を通して見直しを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者にて、左記先行研究等をもとに、虐待等の判定に資するデータ項目についての初期仮説を構築。その後、市担当者との協議を実施し、精査。 	<ul style="list-style-type: none"> （課題・対応策）今後の運用方針として、<u>LINEを活用した相談受付</u>を実施し、<u>市民と市の接点機会向上</u>。 現状、Excel等で管理されている情報について集約することで、<u>システム上でのカルテ化を目指す</u>。
判定基準*の構築・精査 <small>*支援が必要と考えられることも等をデータにより抽出するための判定ロジック</small>	<ul style="list-style-type: none"> 多変量解析等の技術で定量的分析を行い、AIモデルを構築する。 当該AIモデルを利用した試行検証を行い、構築したモデルを精査する。 	<ul style="list-style-type: none"> 同上 	<ul style="list-style-type: none"> -
個人情報の適正な取扱いに係る整理 <small>（法的整理、手続き等）</small>	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報取扱事務登録簿を用いた<u>目的外利用の法的整理・手続き</u>を実施。 特定個人情報にかかわる<u>法的整理</u>（番号法に基づいた整理）を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 各課から個人情報取扱事務登録簿を収集、<u>相当性や臨時性を追記</u>。 特定個人情報の法的整理に関して、<u>デジタルPMOで調査</u>。 	<ul style="list-style-type: none"> （課題）<u>番号法に準じる必要のあるデータ</u>が含まれたため、番号法に基づく整理が必要になった。 （対応策）「独自利用事務の情報連携に関する手引」に基づいて整理を実施。条例改正も視野に入れている。
システム*の企画・構築 <small>*自治体によるが、データ連携、システム判定、判定結果の表示・伝達などを行うシステム</small>	<ul style="list-style-type: none"> 今回構築する「<u>子ども情報分析システム</u>」は、Microsoft Azureによるプライベートクラウド接続環境を採用する予定。また、専用のVLANを抽出し、特定端末のみが通信できる方式とすることでセキュリティレベルの強化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 開発計画、画面デモ、検証計画について議論・検討した。 開発計画は年内の大枠の進め方を確定させた。 	<ul style="list-style-type: none"> （課題）基本的に個人番号利用事務系NWはほかのNWと接してはいけない。※本年度は手動でデータ連携対応を行う
システムによる判定の実施	<ul style="list-style-type: none"> 来年度に向けて、試行検証で構築したモデルをもとに、母子保健事業で対象となる子どもや家庭を対象母集団として虐待や育児・産後不安の可能性のある児童（家庭）を抽出。 	<ul style="list-style-type: none"> （未実施） 	<ul style="list-style-type: none"> （未実施）
判定された子ども等を対象とした、人による絞り込み（アセスメント）、実際の支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> システムによる判定で抽出された方を健康増進課でフォローアップする。 フォローアップを通じて、人による絞り込みや実際の支援に係る体制について、検討・改善を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> （未実施） 	<ul style="list-style-type: none"> （未実施）

...

以降、取組効果の分析に続く

▼参考資料（個人情報の取扱いに係る整理（2023年9月時点））

1 データ分析を開始するための個人情報の収集（10月から）

- 収集する目的：こども家庭庁 こどもデータ連携実証事業を進めるにあたって困難な者を抽出するためのデータ分析を行うため
- 収集する部署：DX推進課
- 既存の個人情報の目的外利用の整理：個人情報保護法第69条第2項

<相当な理由>

- ・ 虐待対応等児童問題への社会的背景や、母子保健法の趣旨のとおり、本事業を進めることの必要性が高いこと。
- ・ 情報の共有を進めることで児童問題の対応の向上が図られること。
- ・ 「隠れた困難を抱える者」を洗い出すためには、庁内の関連部署が保有する個人情報を連携させデータ分析する必要があること。

<臨時的>

- ・ 本実証事業期間においてデータ分析した結果に基づきシステム構築を実施するため。

■ 事務処理：個人情報の目的外利用の整理と収集

- ① DX推進課で個人情報取扱事務記録事項を新規で作成
- ② マイナンバーを除く個人情報（過去分）の提供依頼をDX推進課から依頼し、個人情報所管課の課長決裁

2 健康増進課における業務利用に向けた個人情報の収集（12月から）

■ 収集する目的

- ・ 虐待対応等児童問題への社会的背景や母子保健法の趣旨のとおり本事業を進めることの必要性が高いこと。
- ・ 情報の共有を進めることで児童問題の対応の向上が図られること。
- ・ 「隠れた困難を抱える者」を洗い出すため特定個人情報の庁内連携を実施するため。

■ 収集する部署：健康増進課

- 既存の個人情報の目的外利用の整理：個人情報保護法第69条第2項。ただし、番号法独自利用条例に事務を追加することで目的外利用の整理は不要となる。

<相当な理由>

- ・ 虐待対応等児童問題への社会的背景や母子保健法の趣旨のとおり本事業を進めることの必要性が高いこと。
- ・ 情報の共有を進めることで児童問題の対応の向上が図ることができること。
- ・ 「隠れた困難を抱える者」を洗い出すため特定個人情報の庁内連携を実施するため。

■ 事務処理：個人情報の目的外利用の整理と特定個人情報の庁内連携の開始準備

- ① 情報所管課の個人情報取扱事務記録事項に目的外利用の理由を追記
- ② こどもデータ連携のため個人情報の目的外利用を開始（庁内連携）することについて個人情報所管課長の決裁を得る
- ③ 特定個人情報の庁内連携に向けた番号法独自条例及び施行規則の改正（12月議会）
- ④ 個人情報ファイル簿の作成